

JASaff シンボルの使用に関する方針

JASaff PL200:202~~63~~

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター認定センター

202~~63~~年~~01~~月~~027~~日 第~~54~~版

目次

1	目的及び適用範囲	3
1.1	目的.....	3
1.2	適用の範囲.....	3
2	引用規格及び関連文書	3
2.1	引用規格.....	3
2.2	関連文書.....	3
3	定義	3
3.1	JASaff ロゴ	3
3.2	認定シンボル (Accreditation symbol)	4
3.3	IAF 相互承認マーク	4
3.4	IAF 相互承認組み合わせマーク	5
3.5	清刷.....	5
4	認定シンボルの使用及びその他の認定の主張に係る JASaff の方針	5
4.1	一般.....	5
4.2	認定シンボルの使用方法	5
4.3	認定シンボルの使用及び認定の主張における要求事項	5
4.4	認定シンボルの監視	7
4.5	認定シンボル等の不正使用に対する処置	7
	附属書 IAF 相互承認マークの使用に関する規則	8
	別紙 JASaff 認定シンボルの使用等に関する申請書	10

1 目的及び適用範囲

1.1 目的

この文書は、JASaffに認定された認証機関及び試験所業者（以下「適合性評価機関」という。）並びにJASaffに認定された試験所の関連法人（以下「関連法人」という。）が適切に認定シンボルを使用する又は認定の地位の表明を行うためのJASaffによる管理方針を示す。

合わせて、国際認定フォーラム（以下、「IAF」という。）が、国際相互承認に署名した認定機関に対し使用を許可している相互承認マークの使用に関する規則を示す。

1.2 適用の範囲

認定シンボルの使用又は認定の主張の管理に適用する。

2 引用規格及び関連文書

2.1 引用規格

ISO/IEC 17011 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項

IAF resolution 2018-13 Non-Accredited Product Certification where the CAB is accredited for same scope

IAF/ILAC-A3:06/2023 IAF/ILAC Multi-Lateral Mutual Recognition Arrangements (Arrangements): Template report for the peer evaluation of an Accreditation Body based on ISO/IEC 17011:2017

IAF ML 2: 2023 General Principles on the Use of the IAF MLA Mark

ILAC P8:03/2019 ILAC Mutual Recognition Arrangement (Arrangement): Supplementary Requirements for the Use of Accreditation Symbols and for Claims of Accreditation Status by Accredited Conformity Assessment Bodies

国際規格は、これらの規格を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本産業規格を用いることができる。なお、指定された場合を除き、用いる国際規格及び日本産業規格は最新版とする。

2.2 関連文書

~~JASaff QM100 JASaff 認定センター~~ 認定業務マニュアル (JASaff QM100)

3 定義

この方針で使用する用語は、引用規格及び関連文書で使用する例によるほか、次に掲げる用語を適用する。

3.1 JASaff ロゴ

JASaffが自身を識別するために使用する、図 3.1 のロゴをいう。当該ロゴは、商標登録（国内登録番号：6172029 号）されている。



図 3.1 : JASaff ロゴ

3.2 認定シンボル (Accreditation symbol)

JASaff に認定された適合性評価機関がその地位を示すために、JASaff が交付するシンボルで、図 3.2 に示す JASaff のロゴに認定番号をあわせたもの。

認定番号は、認定された適合性評価機関に与えられる固有の番号「X」と認定された適合性評価活動を示す単語（試験所業者にあっては、「Testing」、製品認証機関にあっては「Product」）の組み合わせで表す。



JASaff X-Testing



JASaff X-Product

図 3.2 : 認定シンボル

3.3 IAF 相互承認マーク

IAF が、国際相互承認に署名した認定機関に対し使用を許可しているマーク。



図 3.3 : IAF 相互承認マーク

3.4 IAF 相互承認組み合わせマーク

IAF 相互承認マークと認定シンボルを組み合わせたマーク。



JASaff X-Product

図 3.4 : IAF 相互承認組み合わせマーク

3.5 清刷

特にことわりのない限り、JASaff が提供する特定の保存形式及び所定の解像度 (pixel/inch) で作成された認定シンボル及び IAF 相互承認組み合わせマークの電子的画像データ。

4 認定シンボルの使用及びその他の認定の主張に係る JASaff の方針

4.1 一般

JASaff は、JASaff 認定を受けた適合性評価機関に、認定された範囲の活動に対して認定シンボルの使用及び認定の主張を認める。なお、適合性評価機関が認定シンボルの使用や認定の主張を行おうとするとき、この方針に従うことを要求する。

4.2 認定シンボルの使用方法

- 4.2.1 認定シンボルを認証文書や試験報告書等に使用する場合は、適合性評価機関のマーク又は適合性評価機関の明確な識別と組み合わせ使用しなければならない。製品、プロセス若しくはサービスが JASaff によって認証又は承認されたことを暗示するような使用は認められない。
- 4.2.2 認定シンボルの様式は JASaff が提供する清刷のとおり比率とする。これを変更したり、様式をゆがめたり又は回転させるなどして使用してはならない。色は、清刷で指定するもののほか、背景と識別できる任意の単色で表示することができる。大きさは、「JASaff」の文字及び認定番号が読み取れる以上のものとする。
- 4.2.3 認定シンボルは、JASaff が提供した清刷を基に複製しなければならない。他の文書に表示されたものの複写を使用してはならない。

4.3 認定シンボルの使用及び認定の主張における要求事項

- 4.3.1 適合性評価機関及び関連法人は、認定シンボルの使用又は認定の主張に際し、以下の要求事項を満たさなければならない。また、これを確実にする管理方法を持つことが求められる。ただし、関連法人における認定シンボルの使用又は認定の主張は広告等に限る。
- a) 認定シンボルを試験報告書、認証文書又はその他広告等に表示しようとするとき及びその他の認定の主張をしようとするとき、適合性評価機関及び関連法人は、別紙を JASaff に提出し、承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。なお、関連法人については JASaff に認定された試験所を通じて提出するものとする。また、ウェブサイトの更新や広告等の編集、

印刷のため、清刷を印刷業者等の外部提供者に提供する場合、当該外部提供印刷業者に対し適切に管理することを確実にしなければならない。

- b) 製品認証機関は、IAF 相互承認組み合わせマークを広告等に表示しようとするときは、a)の規定により行う。
- c) 製品認証機関は、認定された範囲の認証文書を発行する場合は、その認証文書に認定シンボル又は認定の地位の表明を必ず含めなければならない。なお、IAF 相互承認マークを認証文書に使用してはならない。
- d) 認定された範囲内の適合性評価活動結果がない場合、認定シンボル及び認定の主張を試験報告書及び認証文書に使用してはならない。ただし、認定された範囲内の結果の一部が含まれる場合は、認定範囲外の結果と明確に識別することで認定シンボル及び認定の主張を使用することができる。
- e) 認定に関して、誤解を招くいかなる表明もしてはならない。このような表明には次に挙げるものが含まれるが、これに限らない。
- JASaff が認定する範囲以外についても認定を受けたような表現
 - JASaff の認定以外の FAMIC 業務について言及する表現
 - 農林水産省の承認を受けたような誤認を与える表現
 - 認定シンボルと紛らわしいマークの使用
 - 認定シンボルと FAMIC マークの併用
- f) 製品、プロセス、サービスが認定機関により承認されたと暗示するような使用をしてはならない。また、適合性評価機関の依頼者が、自身の製品、広告等に認定シンボルを使用しないことを確実にしなければならない。
- g) 広告等で認定シンボルの使用や認定の主張を行う場合、次の全ての条件を満たさなければならない。
- 適合性評価機関が JASaff に認定されたことを当該広告等の中で説明すること
 - 認定シンボル中の「JASaff」の文字及び文章の文字は、容易に読み取れる大きさのものであること（該当する場合）
 - 事前に JASaff の承認を得ること

注) 広告等には、ボールペン、カレンダーなどのノベルティアイテム、プレゼンテーションスライド、公告、ウェブサイト、電子メールなどのコミュニケーションツール（オンラインでの使用を含む）、看板、ポスター、パンフレットなどのイベントツール等が含まれる。

- h) 認定の一時停止があった場合、一時停止の期間中、すべての認定シンボル・認定の主張を表示した広告等の使用を停止しなければならない。また、認定を縮小した又は認定が取消された場合、認定の縮小又は取消しがあった後、対象範囲に係る認定シンボルの使用及び認定されている旨の表示をしてはならない。なお、認定の一時停止、縮小又は取消があった場合は、それによって生じる結果とあわせて、不当な遅延なく、認証機関の依頼者に通知すること。

4.3.2 JASaff は適合性評価機関から 4.3.1a)に基づく申請があったときは、申請内容の確認を行い、確認結果を通知する。

4.4 認定シンボルの監視

JASaff は、適合性評価機関の認定シンボルの使用状況を、更新又は審査プログラムによる審査時に確認する。

4.5 認定シンボル等の不正使用に対する処置

JASaff は、適合性評価機関が本方針に適合しない方法で、認定シンボル等の不正使用又は認定の地位に関する主張を行った場合には、必要な是正処置を講じることを要求する。なお、適合性評価機関が当該要求に応じないときは、認定の一時停止又は取消し若しくはその他法的処置を検討する。

また、第三者が認定シンボル等の使用、認定の主張等を行っていることを確認した場合、JASaff は法的処置の検討などの適切な対応を行う。

附 則

この方針は 2020 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この方針は 2023 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この方針は 2023 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この方針は 2023 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この方針は 2026 年 4 月 1 日から施行する。

附属書

IAF 相互承認マークの使用に関する規則

本規則は、IAF ML2 : 2023 に基づき、IAF 相互承認マークの使用に係る要求事項等を定めたものである。

1. IAF は、図 3.3 に示す IAF 相互承認マークの商標を有する。
2. JASaff は、IAF 国際相互承認メンバーとして資格を維持し、関連する義務を遵守することを条件として、IAF 相互承認マークを使用することができる。
3. 製品認証機関は、本規則に従うことを条件として、IAF 相互承認マークの使用を別紙により申請すること。
4. JASaff は、製品認証機関に対し、以下の条件および制限に従うことを条件として、申請内容の確認を行い承認する。
 - a) 製品認証機関は、本規則に規定された方法により、認定範囲において、IAF 相互承認マークを認定シンボルとともに使用すること。
 - b) IAF 相互承認マークは、JASaff から入手した電子的画像データを使用して複製するものとし、以下の仕様に従って複製すること。
 - i) 白黒、又はパントーン 2747 (ダークブルー) とパントーン 299 (ライトブルー)
 - ii) 明確な識別できる背景
 - iii) IAF 相互承認マークのすべての文字を明確に識別できるサイズであり、IAF 相互承認マークの幅は、印刷媒体の場合は 20 ミリメートル以上、デジタル媒体の場合は 75 ピクセル以上
 - c) 承認された使用用途は非独占的であること。
 - d) IAF 相互承認マークを使用するために製品認証機関に与えられた承認は、譲渡することができない。
 - e) 製品認証機関は、図 3.2 に示す認定シンボルと製品認証機関の名前又はロゴが同一の面に表示され、すべてがほぼ同じサイズである場合を除き、あらゆる形式又は媒体の文書に IAF 相互承認マークを単独で使用することができない。
 - f) 製品認証機関は、JASaff 又は IAF からの指示、条件、品質基準および IAF 相互承認マークの仕様に従って、IAF 相互承認マークを使用しなければならない。
 - g) 製品認証機関は、JASaff 又は IAF から要請があった場合には、JASaff 又は IAF に IAF 相互承認マークの使用見本を提供しなければならない。
 - h) 製品認証機関は、顧客に IAF 相互承認マークの使用を許可してはならない。
 - i) 製品認証機関は、IAF 相互承認マークの使用を管理し、自ら又はその顧客による誤った参照又は誤解を招く使用を防止するために、監視し、適切な措置を講じなければならない。
 - j) 製品認証機関は、IAF 相互承認マークについて所有権、権利又は利害関係を有しないことを認め、同意する。
 - k) 製品認証機関は、IAF 相互承認マークにおける IAF の権利を確保又は保護する

目的で、JASaff 及び IAF と誠意をもって協力することに同意する。

- 1) 製品認証機関は、IAF 相互承認マークに関する IAF の所有権、権利又は利益に直接又は間接的に異議を申し立てないことに同意する。
5. 製品認証機関の IAF 相互承認マークの使用は、以下の場合終了する。
- a) JASaff と製品認証機関の合意
 - b) 本規則の条件が満たされない場合
 - c) JASaff が製品認証機関の認定を取り消した場合
 - d) JASaff が IAF 国際相互承認メンバーでなくなった場合
 - e) IAF と JASaff との間のライセンス契約が終了した場合
 - f) JASaff の製品認証機関への正式な通知
 - g) IAF の製品認証機関への正式な通知
6. 製品認証機関は、本規則の違反又は不履行から生じるすべての請求、責任、要求、手続き、訴因、損失及び費用 (発生した弁護士費用を含む) について、JASaff 及び IAF、その理事、役員、従業員および権限を有する代表者に補償し、保護するものとする。

JASaff 認定シンボルの使用等に関する申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
認定センター所長 殿

住所
法人名
代表者氏名

認定シンボルの使用又は認定の地位の表明について、別添のとおり作成したので申請します。なお、申請にあたり、JASaff シンボルの使用に関する方針（JASaff PL200:20263）4.3 に規定する認定シンボルの使用及び認定の地位の表明における要求事項を遵守することを申し添えます。

また、IAF 相互承認マークを使用する場合は、JASaff シンボルの使用に関する方針（JASaff PL200:20263）附属書に規定する要求事項を遵守します。

注記： 申請書その他、認定シンボル等の使用又は認定の地位の表明の内容がわかる書類（認証書、試験報告書、名刺及び Web サイト等）を添付してください。申請の内容を確認し、必要に応じて質問及び臨時審査を行うことがあります。その際は担当する審査員が別途連絡いたします。